

奨学生の受付について

(令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に係る緊急採用・応急採用)

日本学生支援機構では、令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に係る**災害救助法適用地域**の世帯の学生に対し、**給付奨学金家計急変採用、及び貸与奨学金緊急採用・応急採用**の受付を行っております。

災害救助法適用地域及び適用日は**下記**のとおりです。

該当があり、奨学金の申込みを希望される場合は、以下の係にお問い合わせください。

品川地区：学生サービス課奨学係
越中島地区：学生支援係

【適用地域・適用日】

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
【千葉県】銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町（法適用日：令和 8 年 9 月 20 日） 【東京都】大島町（法適用日：令和 8 年 9 月 21 日） ※留意事項 令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町については、令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和 8 年台風第 25 号に伴う災害においても災害救助法が適用されているもの。 【千葉県】 千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、酒々井町、九十九里町（法適用日：令和 8 年 8 月 13 日）	左記参照

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。